平成２９年（フ）第１９５号
山形県天童市北目１丁目７番13号
債務者　福永　年伸
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９９号
山形県西村山郡大江町大字三郷乙501番地
債務者　小野　智也
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０２号
山形市清住町１丁目２番13号　コーポ丸善Ｂ101号、前住所山形市城西町５丁目13番22号ハイツアサヒ　201号
債務者　会田　俊博
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９８３号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松１番地の１　県営東浦住宅５棟505号
債務者　原田　　誠
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０７２号
名古屋市中区千代田４丁目20番１号　石辰ビル５Ｂ号
債務者　三野香代子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９２号
北海道旭川市東光７条３丁目２番５号　ジュネス７．３　108号室
債務者　豊田　早苗
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３００号
北海道旭川市末広３条１丁目１番22号　角井コーポ１　205
債務者　尾白　大輔
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５１８８号
大阪市住之江区御崎７丁目15番23―102号
債務者　谷脇　　笑
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２０８号
大阪府吹田市古江台５丁目５番Ｂ36―109号
債務者　滝井　俊介
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２４２号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号
債務者　和田　忠治
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４５２号
大阪市浪速区日本橋４丁目２番21―205号
債務者　井上　愛里
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５０４号
大阪市浪速区敷津西２丁目13番14号　ハイツメルヘン　302号
債務者　丸井　敏彦
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５９９号
大阪市西成区花園南１丁目12番29号　松永文化花園南　２階奥側
債務者　雲丹亀靜代
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６００号
大阪府四條畷市田原台９丁目18番12号
債務者　清水　由佳
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７７３号
大阪府八尾市八尾木東１丁目94番地　レジデンス寿305号、前住所大阪府八尾市山本高安町２丁目13番５―304号
債務者　中野　　彰
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８１３号
大阪市東住吉区桑津１丁目21番26号
債務者　加藤　正治
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部